

呉市教育委員会会議録  
(令和2年6月29日定例会)

呉市教育委員会

- 1 開催日時 令和2年6月29日(月) 15:00開会  
15:50閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸  
教育長職務代理者 森尾敬介  
委員 船尾慎  
委員 佐々木元  
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 坂田恭一  
教育部副部長 山本正美  
教育部副部長 高橋伸治  
教育部参事補兼教育総務課長 安倍広志  
学校施設課長 森川英司  
学校教育課長 安部ほづみ  
学校安全課長 栩田隆志  
呉高等学校事務長 岩田茂宏  
文化振興課長 多田博  
中央図書館長 沖本正樹  
教育総務課主幹 新谷剛弘  
教育総務課課長補佐 上野美帆
- 5 傍聴者 3人
- 6 日程
  - (1) 会期決定について
  - (2) 前回会議の報告
  - (3) 教議第28号 呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について
  - (4) 教議第29号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
  - (5) 教議第35号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (6) 報告第23号 呉市立小中学校施設の耐震化の状況について
  - (7) 報告第24号 令和元年度学校安全の状況について
  - (8) 教議第30号 令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜について
  - (9) 報告第25号 第5次呉市長期総合計画の基本的な考え方について
  - (10) 教議第31号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について
  - (11) 教議第32号 呉市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について
  - (12) 教議第33号 呉市社会教育委員の委嘱について
  - (13) 教議第34号 呉市立図書館協議会委員の委嘱について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、森尾委員・船尾委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上野課長補佐 (令和2年5月28日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第8については、公開時期が定められているため非公開、日程第9については、各関係機関との調整事項を含む案件のため非公開、日程第10から日程第13については、人事案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

#### 教議第28号 呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第28号「呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

森 川 課 長 それでは、教議第28号「呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

1の改正の趣旨でございますが、豊浜町に建設された大浜教員住宅は、本来、教職員用の住宅として建設しておりますが、教職員のみでは満室にならなかったことから旧豊浜町の判断により、呉市との合併以前から地元の方の入居を認めておりました。

さらに、近年、安芸灘大橋の建設により車通勤が可能になったことなどの理由により、教職員の入居者はいませんでした。

こうしたことから、本来の目的であった教職員の入居については、施設の老朽化とあいまって、ニーズがないと判断し、新たな入居は認めず、廃止する方針を入居者に説明した上で、退去を促してきました。

この度、入居者の理解もあり、令和2年3月末をもって転居されたため、当該施設を廃止するものです。

2の施設の概要でございますが、大浜教員住宅は、昭和45年度に建設された鉄筋3階建ての6戸6世帯対応の住宅で、1世帯当たりの家賃は一律7,700円でございます。

3の施行期日は公布の日からとしております。

なお、4には位置図を添付しておりますので、御参照ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第28号「呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

### 教議第29号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第4の教議第29号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 それでは、教議第29号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料5ページを御覧ください。

1の改正の趣旨を御覧ください。この度の改正につきましては、呉市外国語指導助手の特別休暇について、他の呉市会計年度任用職員との差違を生じさせないため、所要の規定の整備を行うものです。

次に、2の改正の内容を御覧ください。

改正点が2点ございます。

1点目は、特別休暇における夏季休暇に係る規定の新設をしたものです。

2点目は、1点目の夏季休暇を新設したことにより、夏季における諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合、7月から9月までの期間内で特別休暇を3日取得することができるよう整備したものです。

改正後の変更点については、資料の3、4ページの対照表を御覧ください。

なお、施行期日につきましては、3にありますように、公布の日とします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の教議第29号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 呉市外国語指導助手と他の呉市会計年度任用職員の勤務実態は、ほぼ同じという理解でよろしいでしょうか。

安 部 課 長 給与面等では異なる部分がございますが、勤務に関しては同じです。今回の改正は、夏季休暇について差違が生じておりましたのでそろえるものでございます。

佐々木委員 特別休暇を3日間とする根拠は、他の呉市会計年度任用職員との整合性を取ったということでしょうか。

安 部 課 長 そのとおりでございます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

### 教議第35号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第5の教議第35号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

安 部 課 長 それでは、教議第35号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料9ページを御覧ください。

まず、1の改正の趣旨についてですが、この度の改正につきましては、職員の仕事と家庭を両立できる職場環境づくりの推進のため、広島県において、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部が改正されたことに伴い、呉市立呉高等学校教職員の特別休暇に関する所要の規定の整備を行うものでございます。

2の改正の内容につきましては、家族を看護するための特別休暇について、気象警報等により学校等が臨時休業となった場合の世話を追加します。

3の施行期日につきましては、公布の日とし、改正後の呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則は、令和2年4月1日から適用します。

改正前、改正後の別表2を7から8ページに記載しておりますので、御覧ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の教議第35号「呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

### 報告第23号 呉市立小中学校施設の耐震化の状況について

教 育 長 次に、日程第6の報告第23号「呉市立小中学校施設の耐震化の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

森 川 課 長 それでは、報告第23号「呉市立小中学校施設の耐震化の状況について」御説明いたします。

資料11ページを御覧ください。

平成31年4月1日現在の表を御覧ください。

全体合計にありますように、全棟数238棟のうち、耐震棟数228棟、未耐震棟数は10棟であり、耐震化率95.8%でございました。

令和元年度の施工内容は、表の下に記載しております。

続いて、令和2年4月1日現在の表を御覧ください。

まず、校数が小・中学校でそれぞれ1校ずつの減となっているのは、下蒲刈小・中学校の廃校に伴うものでございます。そのため、棟数も、下蒲刈小学校2棟、下蒲刈中学校3棟の5棟減ったことに加え、音戸中学校技術教室棟を解体したことにより合計6棟の減となったため、全棟数が232棟となり、そのうち、耐震棟数が224棟、未耐震の棟数が8棟の耐震化率96.6%となっております。

続いて、令和2年度の耐震化の取組予定でございます。

横路小学校と和庄中学校の2校3棟については、両校ともに校舎の解体に先立ち、令和3年4月からの利用開始ができるようグラウンドへ仮設校舎の建設を行います。

次に、東畑中学校においては、昨年度中に既存校舎の解体工事が完了したことを受け、防球ネット・テニスコートの整備、来校者用の駐車場整備等の外構工事を行います。

最後に、安浦中学校の体育館については、年内に契約締結を行い、年明けから着手を予定しており、令和3年度中の完成を目指します。

なお、令和2年度の耐震化の状況につきましては、呉市教育委員会のホームページに掲載を予定しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の報告第23号「呉市立小中学校施設の耐震化の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

#### 報告第24号 令和元年度学校安全の状況について

教 育 長 次に、日程第7の報告第24号「令和元年度学校安全の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

棚 田 課 長 それでは、報告第24号「令和元年度学校安全の状況について」御説明いたします。

資料13ページを御覧ください。

まず、1の交通事故の状況について御説明いたします。

令和元年度は、10件の交通事故が報告されており、前年度と比較して1件増加しております。10件のうち、学校管理下、主に登下校時の事故が、小学校3件、中学校1件、高等学校1件の合計5件となっております。また、管理下外の事故は、小学校5件となっております。

事故の傾向といたしましては、飛び出しによる事故は前年度と比較して1件減少しておりますが、横断歩道横断中の事故が前年度と比較して2件増加しております。

各学校では、日頃の指導に加え、交通安全教室等を通して指導の徹底を図っておりますが、今年度は、特に新型コロナウイルス感染症による臨時休業後の学校再開時にも、登下校の安全確保について学校へ通知しているところです。

引き続き、警察等関係機関と連携し、児童生徒への交通安全指導の徹底と保護者への交通安全の啓発に努めてまいります。

次に、2の学校事故の状況についてでございます。

令和元年度に日本スポーツ振興センターへ災害給付申請を行った学校事故発生件数につきましては、小学校638件、中学校580件、高等学校81件の合計1,299件となっております。前年度と比較して46件減少しております。また、重篤な事故は発生しておりません。

引き続き、各学校においては、日常的な施設・設備の安全点検、休憩時間の過ごし方の指導、見守り体制の強化等、事故の未然防止に向けた安全指導・安全管理の徹底を図ってまいります。

最後に、資料14ページを御覧ください。

3の不審者の状況についてでございます。

令和元年度の不審者の報告件数は15件と、前年度と比較して、1件の増加となっております。小学校で報告事案が多くありますが、小・中・高等学校いずれも、多くが声かけ事案です。

今後も、子どもたちが事件や事故に巻き込まれないよう、登下校の見守りやこども110番の家の取組等、学校や家庭、地域が一体となった見守り体制を強化していくとともに、地域安全マップづくりや防犯教室等、子どもたちに危険を予測したり、回避したりする能力を育成する取組を継続してまいります。

特に、こども110番の家の取組については、自治会や呉市青少年補導員連絡協議会に協力を依頼して取組を進めているところでございます。

また、不審者に関する情報が、保護者等へ迅速かつ確実に提供できるよう、引き続き、呉市防災情報メール及び呉市公立学校メールの登録に向けた取組や、効果的な運用を推進していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長           ただ今、事務局から日程第7の報告第24号「令和元年度学校安全の状況について」の説明がりましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員       事故の未然防止という観点から、人との接触を伴う、いわゆるコンタクトスポーツにおいては、マウスガードやマウスピースなどを積極的に取り入れるようには考えられておられますか。若しくは、もう既に取り入れられていますか。

棚田課長       学校には、そういった通知や指導はしておりません。熱中症については、十分に注意して指導するように通知しております。

佐々木委員       日本スポーツ医科学会において、コンタクトスポーツについては積極的に取り入れるようにとの通知が出ていたと思います。けががどの程度発生しているかにもよると思いますが、もしけがの発生が多いのであればマウスガードなどの活用を検討してみてもいかがですか。

棚田課長       学校の実態等を勘案して検討していきたいと思っております。

佐々木委員       こども110番があるおかげで、子どもや保護者は安心感があると思っております。これは意見になりますが、不審者情報を、こども110番の家にも提供して、見回りにも協力いただいたりと、もっと積極的に活用してもよいのではないかと思います。

- 棚田課長 それぞれの学校の実情に応じて、検討していきたいと思います。
- 小谷委員 こども110番の家について、商店だと入りやすいが、個人宅の場合には、留守であったりすることもあり、入りにくいという声を聞いたことがあります。地域と協力して、こども110番の家の場所等を子どもに知らせるということをやっているってほしいと思います。
- 棚田課長 今年度から、自治会や青少年補導連絡協議会にも協力していただきながら、こども110番の家について広めていただいているところでございます。まだまだ始めたばかりではありますが、今後も地域と進めていきたいと思います。
- 教育長 ほかに御発言はありませんか。  
(なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。それでは、これより非公開の議題に入ります。  
傍聴者の方は誠に申し訳ありませんが御退室ください。

### 教議第30号 令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜について

- 教育長 次に、日程第8の教議第30号「令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 安部課長 それでは、教議第30号「令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜について」御説明いたします。  
資料15ページを御覧ください。  
呉高等学校入学者選抜の基本方針についてでございますが、広島県教育委員会から、令和3年度の県立高等学校入学者選抜の基本方針が示されたことを受け、県教育委員会に準じた形で定めるものでございます。  
昨年度からの変更点について、資料の18ページの呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針新旧対照表を御覧ください。  
内容に関する変更については、選抜Ⅱの一般学力検査の検査問題において、(オ)のbにありますように、これまで「思考力、判断力、表現力等を幅広く検査する」としておりましたが、「思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する」としております。  
また、4にありますように、特別入学に関する選抜について、これまで「帰国生徒等の特別入学に関する選抜」としておりましたが、「帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜」としております。  
これらは、広島県教育委員会の基本方針に準じて変更したものです。その他は、令和2年度を令和3年度に変更するなど、文言を整理したものでございます。  
続きまして、第2の令和3年度呉市立呉高等学校の入学生員について御説明いたします。  
資料17ページを御覧ください。  
呉高等学校の通学区域は広島県全域と定めており、広島県の中学校第3学年の生徒数は、昨年度から少し減少はしておりますが、大きな変動がないこと、過去数年にわたって、呉高等学校が、一定程度の受検倍率を維持していることから、令和3年度の呉高等学校の入学生員を、令和2年度と同じ160名としております。  
なお、呉高等学校の定員は、8月末に、広島県教育委員会へ情報提供し、取りま

とめて発表いたします。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第8の教議第30号「令和3年度呉市立呉高等学校入学  
者選抜について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありま  
したらお願いいたします。

船 尾 委 員 　選抜Ⅱの変更点で、「思考力、判断力、表現力等を幅広く検査する」とあるのを、  
「思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する」と変更するとのことですが、何  
が違うのですか。

安 部 課 長 　広島県教育委員会に確認してみたところ、3つの他の言葉が並ぶときの表記の仕  
方を統一したということで、内容には大きな違いはありませんとのことでした。呉  
市教育委員会においても同様で、内容に大きな違いはございません。

森 尾 委 員 　入学志願者数の推移を教えてください。

安 部 課 長 　選抜Ⅰ、Ⅱを合わせた全体ですと、定員160名に対し志願者の数が、平成30年度  
が224名、平成31年度が264名、令和2年度が194名でした。少し減少傾向にあるよ  
うに感じますが、倍率は1.3倍から1.5倍で大きな変動はないと考えております。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろ  
しいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

#### **報告第25号 第5次呉市長期総合計画の基本的な考え方について**

(非公開案件です。)

教 育 長 　それでは、これより秘密会の議題に入ります。

(15:40)

教 育 長 　以上で定例会を閉会します。

(15:50)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

( 教育長 寺 本 有 伸 )

( 委 員 森 尾 敬 介 )

( 委 員 船 尾 慎 )

(令和2年6月29日定例会)